

## 橋本市持続可能な地域コミュニティ発展交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、市政の円滑な運営と行政効率の向上を図るとともに、市内の地縁組織が身近な地域課題を自主的に解決し、及び自らの創意工夫により持続可能でより良い地域社会の実現に資するために行う活動を支援し、住民自治の振興及び市民協働によるまちづくりを推進することを目的として、持続可能な地域コミュニティ発展交付金(以下「SDGs 交付金」という。)を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(市の役割)

第2条 市は、前条に規定する目的を達成するため、この告示に基づいて地縁組織に対し SDGs 交付金を交付するとともに、地縁組織の地域コミュニティの醸成に努めるものとする。

(地縁組織の役割)

第3条 地縁組織は、地域住民の意見、要望等を基に地域課題の解決に取り組むとともに、地域コミュニティの醸成を図り、市民と行政による協働のまちづくりを推進し、住民自治活動を共有するよう努めるものとする。

(交付対象となる地縁組織)

第4条 SDGs 交付金の交付対象となる地縁組織(以下「対象団体」という。)は、行政連絡事務事業(各種行政情報の伝達、各種委員の推薦その他行政との連携に関する事務をいう。)を行う市内の区・自治会とする。

2 その区域が重複する複数の対象団体があるときは、原則としてそのいずれか1団体のみを交付対象とする。

(交付金額)

第5条 SDGs 交付金の額は、次の各号に定める額を合算した額とする。

(1) SDGs 推進分 次の表に定める額

区分	金額
世帯割	1世帯につき500円
敬老人口加算	満75歳以上の者(当該年度中に75歳に達する者を含む。)1人につき1,000円

(2) 地域の特色を活かした事業(プラス5)

区分	金額
自主防犯活動	50,000円
交流イベント	50,000円
デジタル化推進	50,000円
事務改善	50,000円

(3) 区・自治会振興分 次の表に定める額

区分		金額	
行政事務	均等割	249世帯以下	22,000円
		250世帯から499世帯まで	34,000円
		500世帯から749世帯まで	45,000円
		750世帯から999世帯まで	56,000円
		1,000世帯以上	67,000円

	世帯割	1 世帯につき 1,100 円
防犯灯	10 ワット防犯灯	1 灯につき 700 円
	20 ワット防犯灯	1 灯につき 1,000 円
	上記以外の防犯灯	1 灯につき 1,400 円
集会所管理 運営	100 世帯まで	6 万円以内
	101 世帯から 200 世帯まで	7 万円以内
	201 世帯から 300 世帯まで	8 万円以内
	301 世帯から 400 世帯まで	9 万円以内
	401 世帯から 500 世帯まで	10 万円以内
	501 世帯から 600 世帯まで	11 万円以内
	601 世帯から 700 世帯まで	12 万円以内
	701 世帯から 800 世帯まで	13 万円以内
	801 世帯から 900 世帯まで	14 万円以内
	901 世帯から 1,000 世帯まで	15 万円以内
	1,001 世帯から 1,100 世帯まで	16 万円以内
	1,101 世帯から 1,200 世帯まで	17 万円以内
	1,201 世帯から 1,300 世帯まで	18 万円以内
	1,301 世帯から 1,400 世帯まで	19 万円以内
	1,401 世帯から 1,500 世帯まで	20 万円以内
	1,501 世帯以上	21 万円以内
	市長が特に必要があると認めるとき	50 万円以内

2 前項の額は、年額とする。

3 年度の途中に対象団体となり、又は対象団体でなくなった場合その他特に必要と認められる場合は、第 1 項の額を月割りで算定して SDGs 交付金の額とすることができる。

(事前申請)

第 6 条 前条第 1 項第 2 号に規定する地域の特色を活かした事業(プラス 5)を申請しようとする対象団体は、第 8 条の申請を行う前に橋本市持続可能な地域コミュニティ発展交付金事前申請書(様式第 1 号の 1。以下「事前申請書」という。)に事業内容を確認できる書類その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請は、原則として当該年度の 5 月 15 日(当該日が日曜日又は土曜日に当たるときはこれらの日の翌日)までに行うものとする。

(審査)

第 7 条 市長は、前条の規定による事前申請書の提出を受けたときは、その交付の可否及び額を橋本市地域づくり活動交付金交付要綱(平成 31 年橋本市告示第 30 号)第 8 条に定める橋本市地域づくり活動交付事業審査会で審査を行ったうえで決定する。

2 前項の審査は、前年度に審査を受けた地域の特色を活かした事業(プラス 5)については、省略できるものとする。

3 第 1 項の審査の結果は、申請を行った対象団体に橋本市持続可能な地域コミュニティ発展交付金事前決定通知書(様式第 2 号の 1)で通知する。

(申請)

第 8 条 SDGs 交付金の交付を受けようとする対象団体は、橋本市持続可能な地

域コミュニティ発展交付金交付申請書(様式第1号の2)に、当該年度の4月末日現在における防犯灯の種類(第5条第1項第3号の表防犯灯の項に掲げる防犯灯の種類をいう。)ごとの数が確認できる書類その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 前条の審査の結果、事前決定の通知を受けた対象団体は、地域の特色を活かした事業(プラス5)を申請することができる。
- 3 第1項の防犯灯の種類ごとの数が確認できる書類については、前年度にSDGs交付金の交付を受けた対象団体にあつては当該書類の添付を省略できるものとする。
- 4 前3項の規定による申請は、原則として当該年度の6月末までに行うものとする。

(決定)

第9条 市長は、前条の規定による申請書の提出を受けたときは、その交付の可否及び額を決定し、橋本市持続可能な地域コミュニティ発展交付金交付決定通知書(様式第2号の2)により当該対象団体に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定によりSDGs交付金の交付を決定した場合で、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(請求)

第10条 前条の規定によるSDGs交付金の交付の決定の通知を受けた対象団体は、SDGs交付金の交付を受けようとするときは、橋本市持続可能な地域コミュニティ発展交付金交付請求書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による請求は、原則として当該年度の8月末日までに行うものとする。

(交付)

第11条 市長は、前条の規定による請求書の提出を受けて、予算の範囲内でSDGs交付金を交付することができる。

(実績報告等の省略)

第12条 SDGs交付金の交付においては、橋本市補助金等交付規則(平成20年橋本市規則第8号。以下「規則」という。)第11条の規定による補助事業等実績報告書等の提出及び規則第12条第1項の規定による補助金の額の確定並びに同条第2項の規定による通知は、これを省略するものとする。

(関係書類の整備)

第13条 SDGs交付金の交付を受けた対象団体は、当該交付金に係る収支を明らかにする帳簿、申請書に記載した内容の根拠となる書類その他関係書類を整備し、当該交付金の交付を受けた会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、前項の対象団体に対し、前項に規定する書類について報告を求め、又は検査することができる。

(その他の手続等)

第 14 条 この告示に定めるもののほか、SDGs 交付金の交付に関する手続その他必要な事項については、規則の定めるところによる。

附 則

この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(あて先)橋本市長

地縁組織名  
代表者住所  
代表者氏名

年度 橋本市持続可能な地域コミュニティ発展交付金事前申請書

年度橋本市持続可能な地域コミュニティ発展交付金(通称:SDGs 交付金)のうち、地域の特色を活かした事業(プラス5)の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 交付金申請額 \_\_\_\_\_ 円

2 積算

	区 分	積算内訳	算出額
地域の特色を活かした事業 (プラス5)	自主防犯活動	(50,000 円)	円
	交流イベント	(50,000 円)	円
	デジタル化推進	(50,000 円)	円
	事務改善	(50,000 円)	円
	計		円

3 添付書類

- (1)上記区分の事業内容が確認できる書類
- (2)その他必要と認められる書類

(あて先)橋本市長

地縁組織名

代表者住所

代表者氏名

年度 橋本市持続可能な地域コミュニティ発展交付金交付申請書

年度橋本市持続可能な地域コミュニティ発展交付金(通称:SDGs 交付金)の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 交付金申請額 \_\_\_\_\_ 円 (A) + (B) + (C)

2 積算

	区 分	積算内訳	算出額
SDGs 推進分	世帯割	( 500 円) × 世帯数( 世帯)	円
	満 75 歳以上人口	(1,000 円) × ( 人)	円
	小計(A)		円
地域の特色を 活かした事業 (プラス 5)	自主防犯活動	(50,000 円)	円
	交流イベント	(50,000 円)	円
	デジタル化推進	(50,000 円)	円
	事務改善	(50,000 円)	円
	小計(B)		円
区・自治会振興 分	行政事務	均等割	円
		世帯割 (1,100 円) × 世帯数( 世帯)	円
	防犯灯		
	10W 防犯灯	( 700 円) × 灯 数( 灯)	円
	20W 防犯灯	(1,000 円) × 灯 数( 灯)	円
	その他防犯灯	(1,400 円) × 灯 数( 灯)	円
	集会所管理運営		円
	小計(C)		円

様式第 2 号の 1(第 7 条関係)

年度 橋本市持続可能な地域コミュニティ発展交付金事前決定通知書

第 号  
年 月 日

様

橋本市長

年 月 日付けで申請のあった橋本市持続可能な地域コミュニティ発展交付金事前申請書について、次のとおり決定したので、橋本市持続可能な地域コミュニティ発展交付金交付要綱第 7 条の規定により通知します。

記

事前決定金額 \_\_\_\_\_ 円

	区 分	決定金額
地域の特色を活かした事業 (プラス 5)	自主防犯活動	円
	交流イベント	円
	デジタル化推進	円
	事務改善	円
	計	円

年度 橋本市持続可能な地域コミュニティ発展交付金交付決定通知書

第 号  
年 月 日

様

橋本市長

年 月 日付けで申請のあった橋本市持続可能な地域コミュニティ発展交付金について、次のとおり決定したので、橋本市持続可能な地域コミュニティ発展交付金交付要綱第 9 条の規定により通知します。

記

交付決定金額 \_\_\_\_\_ 円 (A) + (B) + (C)

	区 分	交付決定算定式	交付決定額
SDGs 推進分	世帯割	( 500 円) × 世帯数( 世帯)	円
	満 75 歳以上人口	(1,000 円) × ( 人)	円
	小計(A)		円
地域の特色を 活かした事業 (プラス 5)	自主防犯活動	(50,000 円)	円
	交流イベント	(50,000 円)	円
	デジタル化推進	(50,000 円)	円
	事務改善	(50,000 円)	円
	小計(B)		円
区・自治会振興 分	行政事務	均等割	円
		世帯割 (1,100 円) × 世帯数( 世帯)	円
	防犯灯		
	10W 防犯灯	( 700 円) × 灯 数( 灯)	円
	20W 防犯灯	(1,000 円) × 灯 数( 灯)	円
	その他防犯灯	(1,400 円) × 灯 数( 灯)	円
	集会所管理運営		円
	小計(C)		円



様式第 3 号 (第 10 条関係)

年 月 日

年度 橋本市持続可能な地域コミュニティ発展交付金交付請求書

(あて先)橋本市長

地縁組織名  
代表者住所  
代表者氏名  
連絡先

橋本市持続可能な地域コミュニティ発展交付金交付要綱第 10 条の規定により、  
橋本市持続可能な地域コミュニティ発展交付金を請求します。

記

交付請求額	円			
振込先	金融機関名			
	支店名			
	口座番号	普通・当座	番号	
	フリガナ			
	口座名義			